

ひとも社会も地球も  
すべての生きとし生けるものが  
Wellbeingである未来を創る



第1回 システミックチェンジ志向 ウェルビーイング共創助成  
～つながりから創造する未来へ～  
公募要領

# 1. はじめに-財団の概要と目指す姿

## 財団の概要

- 公益財団法人日本ウェルビーイング財団（JWBF）は、社会全体のウェルビーイング実現をより力強く推進するため、2025年4月18日に設立されました（2025年7月29日に公益認定）。
- 私たちは、特定のテーマに限定せず、対話・協働・共創を重視しながら、社会課題の解決に取り組みます。

### ■当財団を一言で表すと

「課題の根っこを探究し、つながりから解決を生むコミュニティ財団」

- ・ 課題の設定や解決策の探究を協働的に行っていくことに力点を置く

### ■行動指針：事業展開上の3つの大切な軸

#### 1. いのち全体を見つめるまなざし

- ・ わたしたちは、人間中心の価値観を越え、地球上のすべてのいのちのつながりを尊重する視点を大切にします。
- ・ 一人の幸福から社会、地域、生態系へと、ウェルビーイングの広がりを見据える活動を支援します。

#### 2. 着実な社会実装への挑戦

- ・ 目の前の課題に向き合いながら、社会や未来の他者への貢献を志す、実践的で誠実な姿勢を尊重します。
- ・ 理念だけでなく、行動に移し、現場から変化を生み出そうとする活動と伴走します。

#### 3. 想いを分かち合い、ともに育てるつながり

- ・ 価値観を共有する人たちがゆるやかにつながり、学び合い、支え合える土壌を育てていきます。
- ・ わたしたち自身もまた、関わるすべての人や組織との関係性のなかで、すべての生きとし生けるものがウェルビーイングである未来を創造していきます。

## 目指す姿

- 当財団は、「ひとも 社会も 地球も すべての生きとし生けるものが Wellbeingである未来を創ることを目指しています。このビジョンを実現するため、私たちは自らを「課題探究・解決型コミュニティ財団」と位置づけ、多様な関係者との対話と協働を通じて、現在のシステムやメカニズムを解析し、課題の根っこを探究し、社会課題の具体的な解決に取り組みます。
- 私たちの社会変革へのアプローチは、構造変革（システミックエンジ）と価値観の変換（パラダイム・シフト）の好循環を生み出すことがあります。価値観の変化が新たな制度を求め、その新制度が次世代の意識を育む。この循環こそが、持続可能な社会変革の鍵であると考えています。

### 目指す未来

ひとも社会も地球も  
すべての生きとし生けるものが  
Wellbeing である未来

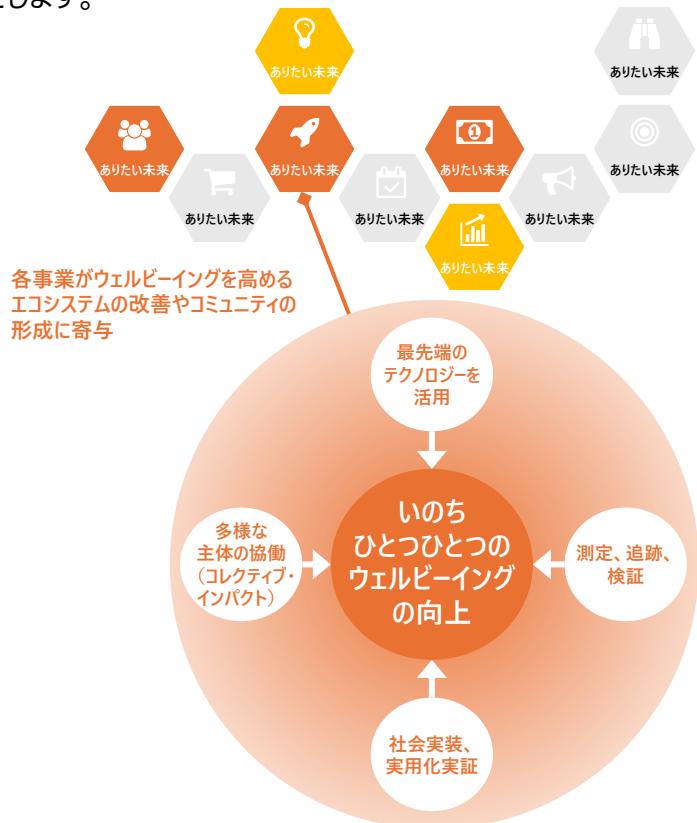


現状の課題  
孤独・格差・環境破壊…  
複雑化し、分断された社会課題  
対症療法では追いつかない現実  
単独組織での解決の限界

## 2. 助成事業の目的と特徴

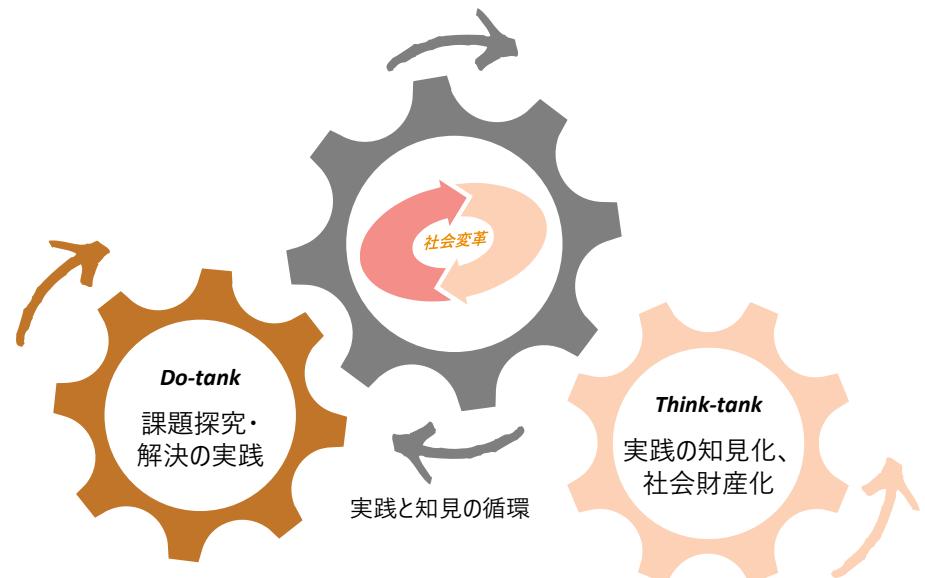
### 目的

- 本助成は、「ひとも社会も地球もすべての生きとし生けるものが Wellbeing である未来」を創る事業を支援します。
- 特に、既存システムの構造変革（システムックチェンジ）を志向し、多様な主体が共通の目標に向かって協働するコレクティブ・インパクトのアプローチをとり、かつ、成果やインパクトが追跡可能な事業を対象とします。



### 特徴「課題探究・解決型コミュニティの構築」

- 本助成事業は、単なる資金提供に留まりません。
- 助成先団体と共に課題探究・解決の実践（Do-tank）をするとともに、当財団や専門家を交えた合同勉強会（Think-tank）を定期的に開催し、「実践（Do）」と「知見化（Think）」の両輪で社会の仕組みを変えることを目指します。これにより、実践と知見が循環する課題探究・解決型コミュニティを構築・強化していきます。



- ✓ 現場での実証・社会実装による成果創出
  - ✓ 社会的成果と事業性・収益性が両立する、営利と非営利の両事業を掛け合わせて自走モデルを創出
  - ✓ Think-tankでの学び等を実践で活用する
  - ✓ 実践と成果のメカニズムを解析し、体系化
  - ✓ 政策提言・制度改革への貢献
- ※ 助成先団体合同の勉強会を4か月に1度程度開催予定

### 3. 募集内容

#### 助成対象事業

以下の条件をすべて満たす事業を対象とします。ただし、①～④について、申請時点で完璧に満たされている必要はありません。取り組む具体的な計画がある場合は、将来の実現可能性を勘案します。なお、事業実施対象となる地域は世界各国とします。

- ① 「ひとも 社会も 地球も すべての生きとし生けるもののWellbeingの向上」を目的に、複数分野を横断する統合的なアプローチをとる
- ② 共通目標に対して、行政、企業、NPO、地域住民、研究機関等の多主体が協働（コレクティブ・インパクト）することで、単なる協力関係を超えて価値を創造する取り組み
- ③ テクノロジー（AI、IoT、データプラットフォーム等）の活用による「成果の可視化」や「社会実装」に取り組む
- ④ KPI、アウトカム指標、ロジックモデル等を用いた成果の追跡管理が可能な体制を構築している
- ⑤ 採択後、「当財団が提供する伴走支援の受け入れ」および「助成団体合同の勉強会」への参加に同意できること

#### 応募資格

- 日本国内に拠点を持つ、法人格を有する団体は、単独で応募可能。（株式会社、特定非営利活動法人、社団/財団法人、学校法人、社会福祉法人、合同会社など法人格の種類は問いません）
- 本助成は、複数かつ多様な団体同士のコレクティブ・インパクトによる協働を促し、これまで難易度が高いとされていた社会課題の解決のスピードを一層加速することを目指しています。そのため、複数の団体によるコンソーシアムでのご応募ができるようになっています。代表団体が法人格を持っていれば、コンソーシアムの構成団体として任意団体や研究者個人が参加することは可能です。
- 法人格のない任意団体や個人事業主は単独では応募できません。

## 4. 助成金額と対象経費

### 助成金額等

- 助成総額： 1,000万円
- 想定採択件数： 2～3団体／コンソーシアムを想定
- 助成期間： 1年間（2026年6月～2027年5月）
- その他：
  - 事業の進捗に合わせて最も効果的な資金活用ができるよう、信頼に基づいた柔軟な経費執行を支援します。  
※ 助成金取扱規程に則りつつ、助成先事業者の負荷を軽減します。具体的には、下記の通り
    - ・助成金は、採択後速やかに交付（先払い）します
    - ・採択後、経費の組換自由（ただし、事前事後の報告は必要）
    - ・使途の詳細な報告は不要（関係書類の保管と簡易な使途報告は必要）
  - 協賛や助成先への指定寄附等に応じて、上乗せ助成も検討・調整します。  
※ 当団体へのご寄附の一部は、寄附金等取扱規程に則り、事業を安定的・継続的に実施するための管理運営費に充当させていただきます
  - 第2回以降の助成総額は、当財団の資金調達額によるため未定です。

### 対象経費

- 人件費のほか、事業の実施に直接必要な経費（直接事業費）や、組織運営に必要な管理費等（間接事業費）も対象とします。
- 経費項目
  - 人件費
  - 人件費以外
    - ・直接事業費（旅費交通費、広告宣伝費、委託費、その他経費）
    - ・間接事業費（管理的経費、調査費）
- 対象とならない経費
  - 事業目的に沿わない場合等には下記以外の費用であっても、減額又は対象外となる可能性があります。判断が難しい場合など不明な点がありましたら、事前にご相談ください。
    - ・ファーストクラス、スーパーシート、プレミアムエコノミー、グリーン車等の特別料金
    - ・活動の拠点となる事務所等の設備工事費用、車両等の購入費用
    - ・社会通念上、会議費の範囲を逸脱し、接待交際費に当たるもの
    - ・個人又は団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品等
    - ・政治団体等への資金供与費に当たるもの
    - ・既に完了している事業に係る経費

# 5. 選考プロセスと基準

## 選考プロセス

### 1. 書類選考（一次）

- 有識者で構成される選考委員会が、応募書面を基に審議し、対話セッション対象団体を選定します。

### 2. 対話セッションおよび最終選考（二次）

- 書類選考を通過した団体と個別に「対話セッション」を行います。対話セッションの結果を基に団体の順位を決定し、選定結果を理事会に申し送ります。
- なお、対話セッション前に、当財団事務局が活動現場を訪問し、活動実態等を把握させていただく場合があります。

### 3. 最終決定

- 選考委員会の選定結果に基づき、理事会が助成対象団体を決定します。

## 選考基準

- 「ひとも 社会も 地球も すべての生きとし生けるもののWellbeingの向上」につながる取組であることを下記観点で総合的に評価します。また、コミュニティ形成・育成の観点から事業フェーズも勘案して選考します。

### 1. 事業に取り組む熱い志

- 「ひとも 社会も 地球も すべての生きとし生けるもののWellbeingの向上」を、自らの事業を通じて実現しようとする強い意志と内発的な動機を評価します。なぜ「自分たちが」この課題に取り組むのかという使命感や、困難に屈せず挑戦し続ける情熱など事業計画の根幹をなす原動力としての「志」を重視します。

### 2. 課題解決力と社会実装の可能性

- ウェルビーイング向上を阻む課題への洞察力と、テクノロジー活用を含めた解決アプローチの社会実装の可能性を評価します。特に、表面的な問題だけでなく、その背景にある社会の構造や人々の価値観にまで踏み込んだ洞察力を重視します。

### 3. ウェルビーイング向上の効果測定力

- 結果/成果の指標の明確性と論理的妥当性、追跡可能性に加え、事業がすべての生きとし生けるものに与える多角的な影響を捉える視点を評価します。

### 4. 事業の持続性・発展性

- 助成期間だけでなく、助成期間終了後3年後以降を見据えた事業の構想力を評価します。
- コレクティブ・インパクトの実行力として、多様な主体との連携体制の構築・維持・強化に向けた計画性や、共通目標へ導くリーダーシップを評価します。

### 5. 経営体制の健全性

- 財務健全性、ガバナンス、伴走支援の受入内容の具体性を評価します。自組織の課題を的確に認識し、外部の助けを成長につなげる力も評価します。

### ■ 加点項目（形式的判断）

#### グッドギビングマーク認証の提出

- 申請団体/代表団体が、日本非営利組織評価センター（JCNE）による「グッドギビングマーク」の認証を受けている場合、組織の信頼性・透明性が第三者機関によって確認されているものとみなし、選考において加点します。

## 6. スケジュールと採択後の関わり

### スケジュール

- 公募開始： 2026年1月19日(月)
- 公募説明会： 2026年1月28日(水) 18:00-19:00
- 応募締切： 2026年3月31日(火) 18:00
- 選考期間： 2026年4月～5月
- 採択決定： 2026年5月下旬
- 贈呈式： 2026年6月上旬
- 合同勉強会： 2026年9月頃、2027年1月頃、5月頃を予定



### 採択後の関わり

- 採択団体の参加イベント
  - 贈呈式（2026年6月上旬を予定）
    - ・ 採択団体同士が顔合わせをする
    - ・ 採択団体が事業計画と抱負を語る
    - ・ 採択団体と伴走支援者が顔合わせをする
  - 伴走支援（月1回以上）
    - ・ 財団職員や外部専門家が定期的なメンタリング・コーチング、各種経営支援等を行い、事業の課題発見・解決に向けて共に取り組む ※後述の助成先の伴走内容例を参照ください
  - 採択団体による合同勉強会（4か月に1度を予定）
    - ・ 実践と成果のメカニズムを解析し、体系化するための学び合いの場
- 助成対象事業を中止又は廃止する場合
  - やむを得ない事情により助成事業を中止または廃止する場合は、必ず事前に当財団へご相談ください。協議の上、それまでの活動実績と経費を報告いただき、助成金を精算いたします。助成金に未使用分がある場合は、原則として返還いただきます。

## 7. 応募方法、問い合わせ

### 応募方法

- 当財団ホームページに掲載されている申請フォームに必要事項を記入し、提案書等の必要書類を添付してお送りください
- 応募締切： 2026年3月31日(火) 18：00
  - 締切後は、いかなる理由があっても受付しません
- 選考結果の通知方法
  - 選考結果は、応募団体全てに対し、応募フォームに記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知します

### 問い合わせ

- 応募期間内は、原則、メールで相談等に応じます
- オンライン・ミーティングをご希望の場合は、1時間単位でミーティングを設定します
- 連絡先メールアドレス
  - [wb-grant@jwbf.jp](mailto:wb-grant@jwbf.jp)

# (参考) 関連規程

## 寄附金等取扱規程（関係個所の一部抜粋）

### （寄附金の種類及び募集）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申込みに当たり、予め使途を特定した寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権全般を含むものとする。

3 当財団は、常時寄附金を募ることができる。

### （寄附金の使途）

第3条 一般寄附金については、公益目的事業に使用するほか、この法人の運営上必要な範囲内で管理費に使用することができる。ただし、その場合であっても、寄附金額の50%以上を公益目的事業に使用するものとする。

2 特定寄附金については、寄附者の特定した使途に使用する。ただし、寄附金額の20%以内を管理費に使用することができる。

### （寄附金の受領の制限）

第4条 寄附金が以下各号に掲げる事由の一に該当するとき、又は該当する恐れがあるときは、当該寄附金を受領しないものとする。

- (1) 当該寄附金を受領することが法令に抵触するとき
  - (2) 当該寄附金を受領することにより当財団の事業活動に支障が出るとき
  - (3) 当該寄附金について寄附者によって特定された使途が、当財団の目的の達成にそぐわないとき
  - (4) その管理に不相当地高額な費用を要するものであるとき
  - (5) その他、当財団が適切でないと判断したとき
- 2 寄附金を受領しない場合には、理事会の承認を得なければならない。

## 助成金取扱規程（関係個所の一部抜粋）

### （使途の変更）

第8条 助成金の交付を受けた者は、申請時に提出した申請書に関し、事前又は事後に変更事項を電子メール又は口頭で当財団理事若しくは事務局に報告しなければならない。

### （関係書類の整理保管）

第9条 助成金の交付を受けた者は、領収書及び受領書、明細書等の関係書類を整理保管しなければならない。

### （実績の報告及び遵守等）

第10条 助成金の交付を受けた者は、半期に1度以上程度行われる事業の進捗状況を把握するための対面式（オフライン・オンライン）の協議において、事業活動の進捗及び総事業費の使用状況について当財団に報告しなければならない。

- 2 助成期間終了時に事業の成果報告書を当財団に提出しなければならない。
- 3 助成期間終了までに成果報告書の提出がない場合は、当財団は助成金の返還を求めることができる。
- 4 当財団は、助成金の交付を受けた事業の成果を、個人名・団体名の公表に支障がある場合を除いて、発表会、冊子、ホームページ等で一般に公開することができる。

### （助成金の決定取り消し、中止及び返還）

第11条 助成金の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又はその事実が判明したときは、当財団は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、または既に交付した助成金の一部もしくは全額の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申し出又は報告を行ったとき
- (2) 対象となる事業が中止又は延期になったとき
- (3) 助成期間終了後、助成金の未使用金があるとき
- (4) その他、この規則の目的に照らしてふさわしくないと理事会が認めたとき

# (参考) 当財団による助成先の伴走支援内容例

## <助成先の伴走内容例>

伴走事項		伴走内容
専門領域	学術的知見に基づく助言	■社会課題の専門領域において、学術的な知見に基づいた事業アプローチの助言や検討時の支援
経営管理	事業計画策定・見直し	■事業計画（事業モデル、マーケティング、財務、人員等）の具体化や見直し時の相談対応や助言
	経営機能の一部支援	■中核業務で不足している経営機能の一部（マーケティング、会計、財務（借入、資本増強）等）について一時的な支援
	資金調達(ファンドレイジング)	■寄附や助成金獲得に向けた計画策定や申請書作成の支援のほか、資金提供者へのアプローチに関する助言
	成果指標・評価プロセス作成	■ロジックモデルの精緻化、成果指標の選定、助成先団体の日常業務への評価管理の落とし込み等を支援
	マネジメントへのコーチング	■経営層や管理職を対象に、対話や相談を通じてマネジメント能力や人材育成力の向上を支援
組織・チームの能力開発	チームのスキルアップ	■チームメンバー向けに業務に求められる能力の早期獲得・習熟を支援（Officeツール、資料作成等）
	採用等の人事制度	■事業に必要な人材の職務定義や採用計画策定、選考のほか、配置・評価・報酬等の人事施策に関する助言
	外部パートナーマッチング	■事業推進につながる外部の専門家・有識者や協力団体を紹介・マッチング
	メディア戦略	■事業の適切な認知拡大やターゲット向け認知度向上のための戦略的なマスマディア対応やSNS活用に係る助言
業務インフラ	資料作成	■イベントチラシ、アンケート、行政向け申請書、実績報告書など各種文書のフォーマット作成や内容に関する助言
	バックオフィス整備	■事業を支えるために必要な総務・経理・人事等の管理業務の仕組みづくりを支援（例：備品の購入・管理、給与計算・社会保険手続における助言等）
ガバナンス	役員会の意思決定支援	■役員会（理事会・取締役会等）におけるアジェンダ設定支援、資料作成支援又はファシリテーション支援
	理事会・取締役会体制構築	■健全なガバナンス体制の構築を目指した、助成先団体の理事会・取締役会の仕組み作り・改善支援